



ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーがインターネットイニシアティブ<3774>株式の大量保有報告書を提出



インターネットイニシアティブ<3774>について、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが11月15日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者は、発行者の株価が過小評価されており魅力的な投資機会であると考えて、発行者の株式を取得し長期的に保有する。提出者は、発行者の財務状況、戦略的決定、取締役会の決定、株価水準、他の投資機会、投資ポートフォリオの集中と分散に関する内部ガイドライン、株式市場の状況、全般的な経済・産業動向などの様々な状況に応じて、発行者の株式や関連金融商品の追加取得、若しくはその全部または一部の売却、その他提出者が適切と考えるあらゆる措置を採る可能性がある。更に提出者は、過小評価されていると提出者が考える発行者の株価および株主価値の向上のため、発行者、その役員・取締役、他の株主等との間で、発行者のコーポレートガバナンス、取締役会の構成、経営、事業、財務状況及び戦略に関して、建設的な対話を行うことを求めている可能性がある。」によるもの。

報告書によると、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーのインターネットイニシアティブ株式保有比率は、5.28%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年11月10日。